

報道関係者各位

令和5年5月30日

舞鶴都市計画の変更に伴う手続きについて

都市計画の変更の際し、6月27日から7月11日に案の縦覧を行う。
なお、期間内には意見書の提出が可能。

1 都市計画案の縦覧

① 変更内容

- I 京都府決定 「舞鶴都市計画区域区分の変更：上安地区」
- II 舞鶴市決定 「舞鶴都市計画用途地域の変更：上安地区」

② 案の縦覧場所

- I…京都府都市計画課、中丹東土木事務所、舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館（意見書の提出は京都府都市計画課）
- II…舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館（意見書の提出は舞鶴市都市計画課）

③ 縦覧期間：令和5年6月27日（火）～令和5年7月11日（火）

